

議案第76号

三朝町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月9日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町空き家等の適正管理に関する条例（平成26年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（代執行） 第13条 略 <u>（専門知識を有する者からの意見聴取）</u> 第14条 町長は、空き家等の所有者等に対し第9条の規定による命令、第10条の規定による公表及び前条の規定による代執行をしようとするときは、当該空き家等について専門的な知見から客観的に判断するため、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。 <u>（三朝町空き家等対策協議会）</u> 第15条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、三朝町空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、町長が行う次に掲げる事項について審議し、又は協議する。 （1）空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項	（代執行） 第13条 略 <u>（三朝町空き家等対策審議会）</u> 第14条 第9条の規定による命令の内容について、町長の諮問に応じて審議するため、三朝町空き家等対策審議会を置く。

(2) <u>前号に掲げるもののほか、空き家等の管理に関し必要な事項</u> <u>第3条</u> <u>協議会</u>は、委員5人以内で組織する。 <u>第4条</u> 委員は<u>学識経験者等</u>から、町長が委嘱する。 <u>第5条</u> 略 <u>第6条</u> 略 <u>第16条</u> <u>協議会</u>に、会長を置き、委員の互選により選任する。 2 会長は、会務を総理し、<u>協議会</u>を代表する。 3 略 <u>第17条</u> <u>協議会</u>の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 略 3 <u>協議会</u>は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 4 <u>協議会</u>の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。 <u>第18条</u> <u>協議会</u>は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 <u>第19条</u> 前2条に定めるもののほか、<u>協議会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が<u>協議会</u>に諮って定める。 (委任) <u>第20条</u> 略	<u>第2条</u> <u>審議会</u>は、委員5人以内で組織する。 <u>第3条</u> 委員は<u>学識経験等</u>から、町長が委嘱する。 <u>第4条</u> 略 <u>第5条</u> 略 <u>第15条</u> <u>審議会</u>に、会長を置き、委員の互選により選任する。 2 会長は、会務を総理し、<u>審議会</u>を代表する。 3 略 <u>第16条</u> <u>審議会</u>の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 略 3 <u>審議会</u>は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 4 <u>審議会</u>の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。 <u>第17条</u> <u>審議会</u>は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 <u>第18条</u> 前2条に定めるもののほか、<u>審議会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が<u>審議会</u>に諮って定める。 (委任) <u>第19条</u> 略
---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年三朝町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内 国 旅 行 の 旅 費	区分	報酬の額	内 国 旅 行 の 旅 費

略		三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。
略	日額 5,000円（職務を行う時間が4時間以内の場合にあっては3,000円）。ただし、	
三朝町いじめ問題検証委員会委員	町長が特に必要と認める場合にあっては日額8,900円。	
三朝町空き家等対策協議会委員		
略	日額 5,000円（職務を行う時間が4時間以内の場合にあっては3,000円）	
三朝町国民保護協議会委員		
略		
略		
略		

略		三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。
略	日額 5,000円（職務を行う時間が4時間以内の場合にあっては3,000円）。ただし、	
三朝町いじめ問題検証委員会委員	町長が特に必要と認める場合にあっては日額8,900円。	
略	日額 5,000円（職務を行う時間が4時間以内の場合にあっては3,000円）	
三朝町国民保護協議会委員		
三朝町空き家等対策審議会委員		
略		
略		
略		